

地域を支える高齢者施設事業者の皆様を応援します！



高齢者施設等

# 物価高騰対策

## 支援金

のご案内

申請受付期間

令和  
6年

12月12日(木)

令和  
7年

1月31日(金)

受給には  
申請手続きが  
必要です

山形県では、高齢者施設等が受けるガソリン代、食材料費等の物価の高騰の影響を軽減し、安心で質の高い福祉サービスの安定的な提供を図るため、対象施設等を県内で運営するものに対し支援金を交付します。

### 申請方法

以下の書類をご準備いただき、右のQRの申請フォームより申請ください。

**振込先が分かる書類(預金通帳等)の写し**

※通帳表紙と裏の見開き(カタカナでの名義・口座番号が記載されている部分)の写し ※写真データによる提出可。  
※支援金支給通知は、申請のあった法人単位での通知となりますので、ご了承ください。

■フォームからの申請以外をご希望の方は以下の問い合わせ番号までご連絡ください。

**0570-013-838** 受付時間 平日9:00~17:00  
※土日・祝祭日を除く

申請フォーム



問い合わせ・申請書提出先 **山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金コールセンター**

県事業受託者：株式会社ジェイアール東日本企画

コールセンター **0570-013-838** 受付時間 平日9:00~17:00  
※土日・祝祭日を除く

〒990-0039 山形市香澄町一丁目14番7号 アーバン最上2階

特設サイトは  
こちらから



山形 高齢者施設支援金

検索

<https://yamagata-korei-bukkakoutou.jp>

# 支給対象者

支援金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、令和6年11月1日現在において、対象施設等を県内で運営し、支援金の受領後も事業を継続する者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

○この支援金の交付対象施設等と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する施設又はサービスを行う事業所を一体的に運営し、「令和6年度 山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金」の交付を受け、又は受けようとする者

## 対象施設等および支給額

### 区分1

- 介護老人福祉施設
- 地域密着型介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 短期入所生活介護事業所(単独型に限る。)
- 短期入所療養介護事業所(単独型に限る。)

※同一建物内にユニット型及びユニット型以外の介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設が併設されている場合は、各々の定員を合算した上で1施設とみなす。

#### 一の対象施設等当たりの支援金の額

令和6年11月1日現在の定員(併設する短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所の定員を含む。)に2,500円を乗じて得た額

### 区分2

- 通所介護事業所
- 地域密着型通所介護事業所
- 通所リハビリテーション事業所
- 認知症対応型通所介護事業所(共用型を除く。)
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 訪問介護事業所
- 訪問入浴介護事業所
- 訪問看護事業所
- 訪問リハビリテーション事業所
- 夜間対応型訪問介護事業所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- 居宅介護支援事業所

#### 一の対象施設等当たりの支援金の額

一律25,000円

## 給付対象外

- 廃止又は休止予定の施設・事業所
- 休止中の施設・事業所
- 公立の施設・事業所(委託によるものを含む。)
- 介護予防支援事業所
- 医療みなし事業所(保険医療機関が行う訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導)
- 空床利用型の短期入所サービス
- 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅と同一建物に併設している区分2の事業所